

令和8年度 成田空港周辺地域における工業用水道事業の導入可能性調査事業 企画提案仕様書

1 事業の名称

令和8年度 成田空港周辺地域における工業用水道事業の導入可能性調査事業

2 業務目的

成田空港では、令和11年3月に第3滑走路の新設が予定されるなど、まさに「第2の開港」ともいえる極めて重要なタイミングを迎えており、

県では、これを契機として、成田空港周辺地域（千葉県成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町及び横芝光町の9市町。以下同じ。）において、成田空港を核とした産業拠点を形成するため、企業誘致等に取り組んでいる。

その際、立地企業にとって産業用の水を供給する工業用水道は重要な産業インフラであることから、中長期的な視点に立って、成田空港周辺地域における工業用水道事業の導入可能性を調査し、今後の方向性について検討を行う。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

4 業務内容

（1）工業用水道事業の導入可能性の検討

①給水先候補地点の設定

成田空港周辺地域において、4箇所程度を目安として、給水先候補地点を設定するとともに、各給水先候補地点について、平面位置、地形、平面積、標高等の基本情報を整理する。

なお、給水先候補地点の設定に当たっては、県と協議して決定するものとする。

②活用可能性のある水源・用水供給施設の抽出及び各給水先候補地点への供給経路の設定

県内における用水（水道用水・工業用水・農業用水）に関して、県が提供する情報及び受託者が成田空港周辺地域において調査する情報を基に、新たな工業用水道事業の水源・供給経路としての活用可能性の観点から、水量的に余力のある水源・能力的に余力のある用水供給施設を網羅的に抽出する。

次に、給水先候補地点との距離、標高差等を踏まえ、1～2パターンを目安として、各地点に対して、以降の検討対象とすべき水源及びその供給経路（新設含む）を設定する。このとき、水量や経済合理性の観点から、複数の水源の活用や県内の現況用水供給施設の活用についても考慮すること。

なお、地盤沈下の可能性等の観点から、地下水については水源の候補から除外する。

③施設整備内容と概算事業費・整備期間の検討

②で設定した供給経路について、浄水場や管路等の必要となる施設整備内容を検討した上で、概算事業費の算出及び整備期間の検討を行う。

【留意事項】

- ・ 浄水場の水処理方法は、凝集沈殿として検討する。
- ・ 管路口径及びポンプの要否は、標高差を踏まえた水理計算を用いて検討する。
- ・ 概算事業費は、「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（令和7年3月）」等による費用関数を用いて算出することを基本とし、必要に応じて補正して用いるものとする。
- ・ 整備期間は、概略で検討するものとし、調査・設計期間、浄水場等の施設整備期間、送水管等の管路整備期間などの種別ごとに区分して算定する。

④財政シミュレーション

②及び③の検討結果を踏まえ、県が提供する千葉県工業用水道事業における人件費や維持管理費等の情報も参考にしながら、企業債の借入れや償還等も考慮した上で、給水開始以降30年間の財政シミュレーションを行い、必要な供給単価を算出する。

（2）今後の課題及び考えられる対応の整理

（1）の検討結果について、比較しやすいように一覧表などの形式で整理し、工業用水道事業の導入に向けた今後の検討課題を整理するとともに、考えられる対応を整理する。

（3）報告書等の作成

①中間報告

受託者は、報告期限までに調査結果について中間整理を行い、県に報告するものとする。

報告先 千葉県総合企画部成田空港政策課

報告期限 令和8年12月1日（火）

②成果物の提出

受託者は、本業務が完了したときは、成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。成果物は電子データにより提出する。

なお、成果物の取りまとめに当たっては、県と十分な協議を行う。

提出先 千葉県総合企画部成田空港政策課

提出期限 令和9年3月26日（金）

5 その他

(1) 業務計画書作成

受託者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し提出する。

業務計画書には、業務概要、実施方針、実施工程、組織計画、打合せ計画、成果品、個人情報・行政情報流出防止対策等について記載するものとする。

提出された業務計画書をもとに、県と協議し、本業務の詳細内容及び各作業の実施時期を決定するものとする。

(2) 打合せ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、県と受託者は常に密接な連絡をとり、概ね 2 週間ごとに進捗を協議し、業務の方針等の決定に当たっては、県と協議により決定するものとする。その内容については、その都度受託者が打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。

また、受託者は、県から求めがあった場合は、隨時作業報告や委託内容に関する資料の提出を行う。

(3) 成果物の瑕疵

成果品に瑕疵があり、不具合が生じたときは、受託者は自らの負担において、その不具合を補修しなければならない。その瑕疵についての担保期間は、成果品引渡しの日から 1 年間とする。

(4) 権利・二次利用等

本業務における成果物の取扱いは、次のとおりとする。

- ア 本業務の履行による成果物の所有権は、全て県に帰属するものとする。
- イ 成果物が、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、受託者は、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を、従前より受託者または第三者が保有の著作物の著作権を除き、当該著作物の引渡し時に、県に無償で譲渡するものとする。ただし、素材となる写真等の著作権について個別に協議し、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ウ 上記イただし書の承諾を得て、成果物を二次利用する場合は、二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うものとする。
- エ 著作権法第 18 条及び第 19 条に規定する権利（公表権及び氏名表示権）について、受託者は、これを行使してはならない。ただし、あらかじめ、書面による県の同意を得た場合はこの限りでない。

(5) 情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施するために、県から提供された資料等、あるいは県に引き渡す資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底するとともに、県の承諾なく複写及び複製してはならない。

また、委託業務終了後は速やかに県に返還するものとし、電子情報にあっては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。

(6) 再委託の禁止

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、書面により県の承諾を得たときはこの限りでない。

以上